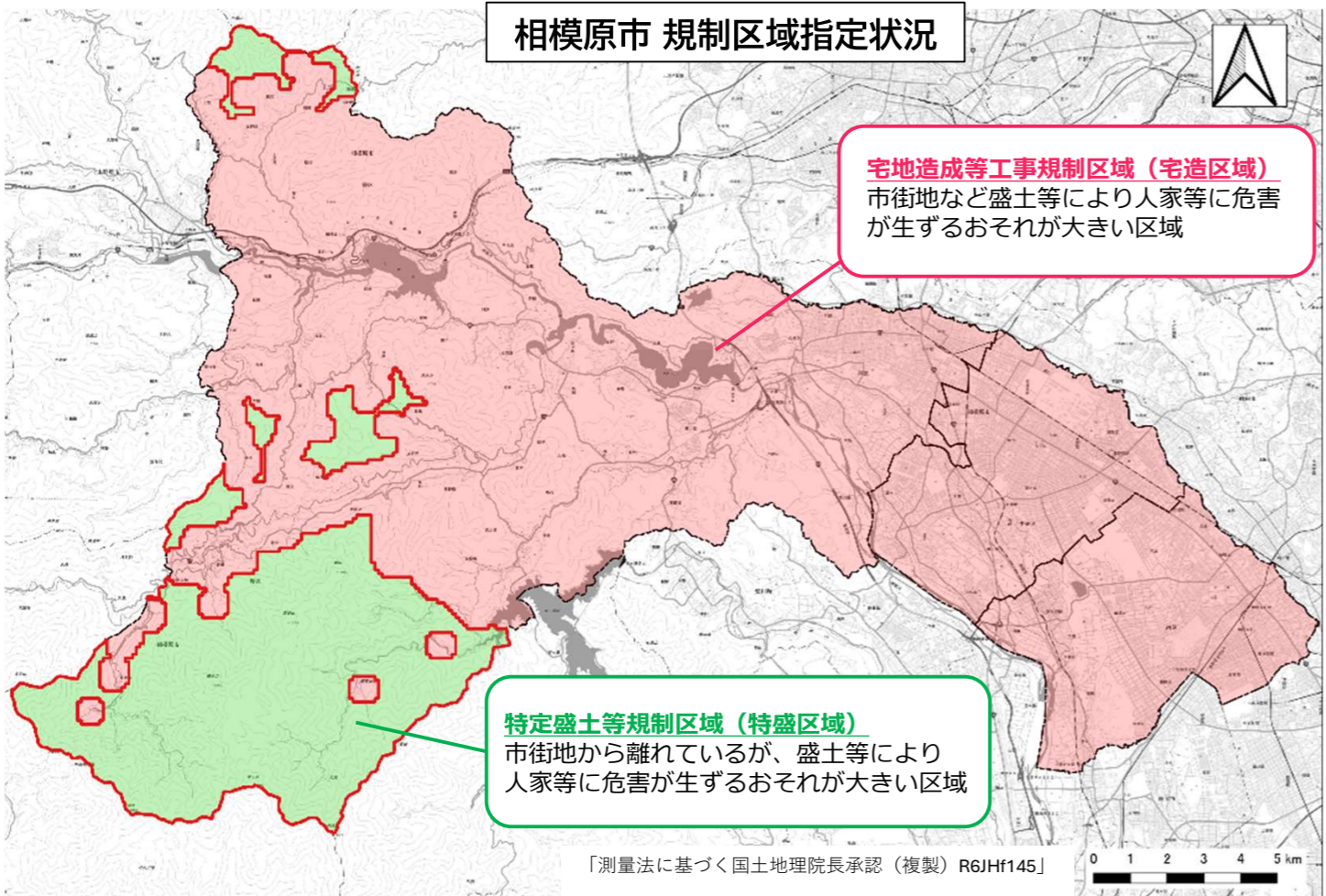


# 令和7年4月1日から 4月22日までに届出書の提出が必要です

**盛土規制法**に関するお知らせ  
(宅地造成及び特定盛土等規制法)



令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害等を踏まえ、宅地造成等に伴う崖崩れや土砂の流出による災害を防止し、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)として、令和5年5月26日に施行されました。

盛土規制法では、市長が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、土地の形質の変更や一時的な土石の堆積(盛土等)により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することができることとされており、規制区域内で行う盛土等は許可又は届出の対象となります。

**相模原市では、令和7年4月1日に規制区域を指定し、盛土規制法による規制を開始します。**

盛土規制法に基づく許可等の手続きや工事に関する技術的基準の手引き等の詳細については、適宜、ホームページや窓口等でお知らせしています。

相模原市 盛土



相模原市盛土規制法HP: QRコード



## 盛土規制法の許可対象となる盛土等の規模

### ◆土地の形質の変更の許可対象要件

「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいいます。

要件	① 盛土で高さが <b>1 m超</b> <b>2 m超</b> の崖を生ずるもの	② 切土で高さが <b>2 m超</b> <b>5 m超</b> の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い高さが <b>2 m超</b> <b>5 m超</b> の崖を生ずるもの
イメージ図			
要件	④ 盛土で高さが <b>2 m超</b> <b>5 m超</b> となるもの	⑤ 標高差30cm超の盛土又は切土をする土地の部分の面積が <b>500㎡超</b> <b>500㎡超*</b> となるもの	
イメージ図			

**宅造区域の許可対象規模**

**特盛区域の許可対象規模**

※ ⑤と⑦の特盛区域の規制対象規模は、相模原市では、施行条例により宅造区域と同水準に強化しています。

### ◆一時的な土石の堆積の許可対象要件

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが <b>2 m超</b> <b>5 m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b>	⑦ 最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> <b>500㎡超*</b> となるもの
イメージ図		

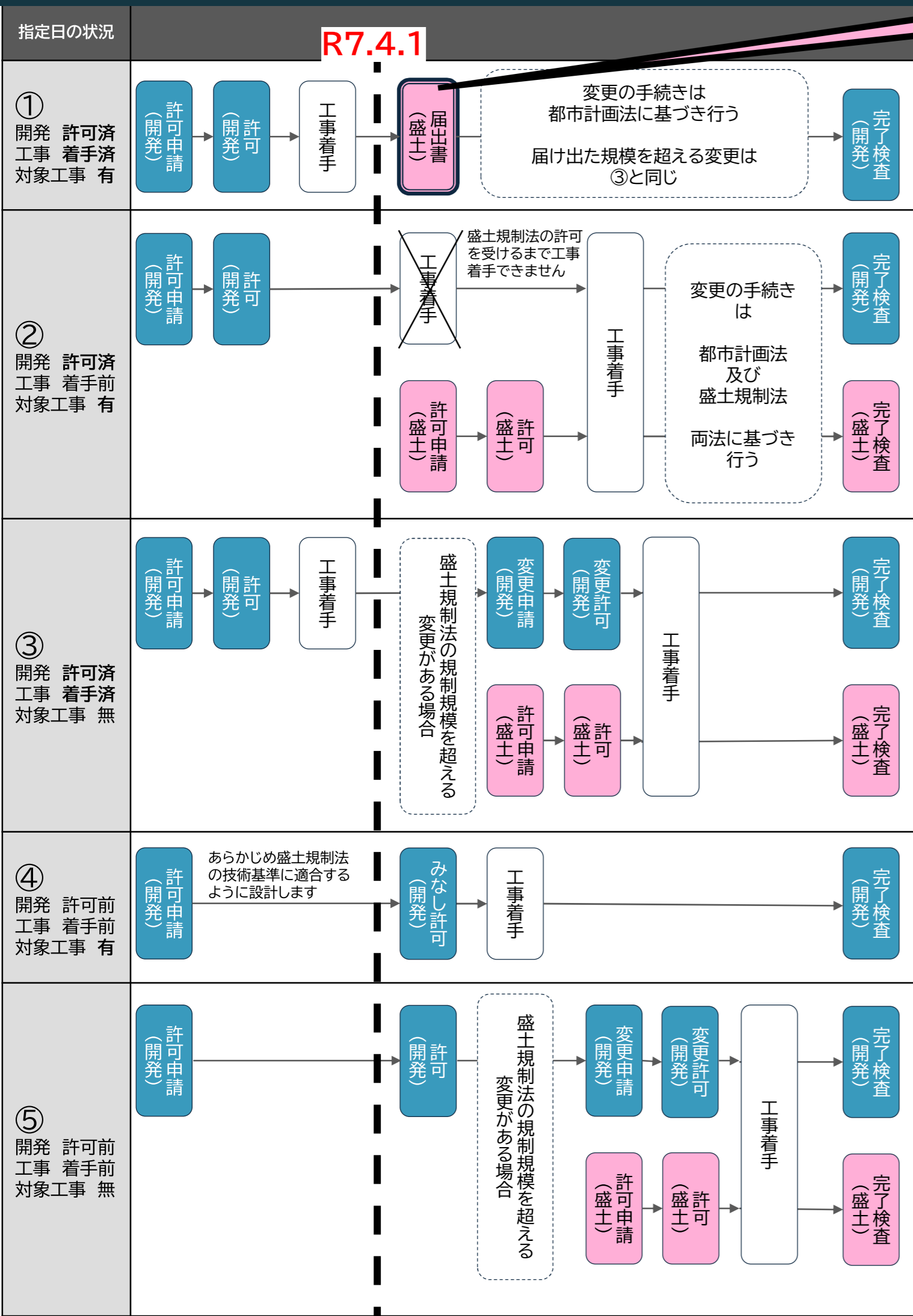
### 盛土規制法の許可対象とならない行為

- ・グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷均し等の行為
- ・農地及び採草牧草地において行われる通常の営農行為
- ・四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平たんにする行為
- ・建築物の建築又は解体と不可分一体と認められる掘削又は埋戻し等の行為
- ・既存擁壁と同種同規模の擁壁を同じ位置に造り替える行為
- ・公共施設用地で行う盛土 など

### お問い合わせ(届出書の提出先)

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 開発調整課  
相模原市中央区中央2丁目11-15 第1別館 4階  
電話:042-769-8250・8251

**R7.4.1**



**ご注意ください!**

**令和7年4月1日から22日**までに  
規制規模を超える対象工事に着手済の場合は、**届出書の提出**が必要。提出内容は**公表**します。

工事の届出書(指定様式)  
※記入方法は別紙

【添付図書】  
・位置図  
・土地の現況写真  
・地形図  
・土地の平面図、断面図  
・他法令の許認可等を示す書類

**盛土規制法に基づく許可制度等の主な手続き**

- 1 許可申請前**
- ・ **工事の照会**  
工事をする土地の面積が500㎡超の場合、盛土等に関する工事の許可要否について市長に照会します。
  - ・ **土地所有者等の同意**  
盛土等に関する工事を行う土地所有者等の全員から同意を得ます。
  - ・ **住民への事前周知**  
工事主は、周辺地域の住民に対し、工事の内容を事前に周知します。
  - ・ **協定の締結**  
工事をする土地の面積が3000㎡以上の場合、周辺地域の住民との相互理解等の観点から配慮すべき事項等について、自治会等と協定を締結するよう努めます。
  - ・ **保証金の預託**  
盛土の高さが10m超の場合、工事の適正な施行の実効性を担保するため、保証金を預託します。

- 2 許可申請**
- ・ **許可基準への適合**
    - ① 災害防止のための技術的基準に適合すること
    - ② 工事主が必要な資力・信用を有すること
    - ③ 工事施行者が必要な能力を有すること
    - ④ 土地の所有者等全員の同意を得ていること
  - ・ **市長の許可**

- 3 工事の着手**
- ・ **現場での標識掲示**
  - ・ **着手の届出**
  - ・ **定期報告**  
一定規模以上の盛土等を行う場合に、許可日以降3か月ごとに報告します。
  - ・ **中間検査**  
一定規模以上の盛土等を行う場合、受検し合格することが必要です。

- 4 工事の完了**
- ・ **完了検査**
  - ・ **土地の管理責務**

**よくある質問**

- Q. 工事着手届の提出をもって工事着手と判断するのですか?  
A. 指定日前後の工事着手の判断は、工事着手届の提出の有無でなく、申請図面等に基づく土地の形質の変更の工事が行われているかで判断します。
- Q. 指定日より前に事業を計画しましたが、まだ工事着手していません。工事の届出書を提出する必要がありますか?  
A. 指定日以降の工事着手となる場合は、あらかじめ盛土規制法の許可を受ける必要があります。
- Q. 指定日より前に都市計画法の開発許可を受けています。届出書を提出する必要はありますか?  
A. 指定日より前に工事に着手済で「盛土規制法の許可対象となる盛土等の規模」に該当する場合は、届出が必要です。工事に着手していない場合は、あらかじめ盛土規制法の許可を受ける必要があります。(土砂条例や工作物確認、農地転用も同様の手続きが必要です。)
- Q. 工事現場で発生した土石をその工事現場内や付近に一時的に置く場合にも届出書の提出が必要ですか?  
A. 工事に付随する一時的な堆積は届出不要となります。工事現場から離れた場所に堆積している場合は開発調整課にお問い合わせください。
- Q. 届出書を提出しない場合はどうなりますか?  
A. 届出書を提出しない場合や虚偽の届出をした場合には、行政処分の対象となり、命令や罰則が科せられることがあります。